

宗像市民図書館運営計画の策定について

1 目的及び概要

社会のあらゆる変化に伴い市民の意識変化が進む中、図書館に対するニーズも多様化、高度化、専門化している。

市民図書館中央館及び分館は開館以来かなりの年数が経過しており、狭あいかつ老朽化等に伴い、新たな変化に対応していくことが困難な状況である。

こうした時代の要請等に対応するため、今後 10 年間の「宗像市民図書館運営計画」を策定し、これからの図書館行政を進めていく指針とする。

2 進め方

庁内にワーキング会議を設置し計画の原案作成を行い、宗像市民図書館協議会に諮る。詳細は別紙スケジュール表のとおり。

3 添付資料

- ◇ 宗像市民図書館運営計画ワーキング会議設置要領（案）
- ◇ 宗像市民図書館運営計画策定に関するスケジュール（案）

宗像市民図書館運営計画ワーキング会議設置要領（案）

（設置）

第 1 条 本市の図書館行政の推進を目的とした「宗像市民図書館運営計画」を策定するため、宗像市民図書館運営計画ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 ワーキング会議は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）宗像市民図書館運営計画原案の策定に関すること。
- （2）その他目的達成に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 ワーキング会議は、次に掲げる課の係長又は職員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （1）経営企画課
- （2）市民活動推進課
- （3）コミュニティ課
- （4）教育政策課
- （5）子ども課
- （6）図書課

（任期）

第 4 条 委員の任期は、図書館運営計画を策定した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 ワーキング会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選出は委員の互選による。
- 3 委員長は会議の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代表する。

（会議）

第 6 条 ワーキング会議は必要に応じ、委員長が召集し、委員長が議長となる。

（事務局）

第 7 条 ワーキング会議の事務局は、教育部図書課に置くものとする。

（雑則）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成 18 年 6 月 日から施行する。

『宗像市民図書館運営計画』策定スケジュール(案)

教育部図書課市民図書館係

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H19.1月	2月	3月
教育委員会		報告							中間報告		計画承認	
図書館協議会・ワーキング等			庁議提案 ワーキング会議			ワーキング会議	図書館協議会	ワーキング会議	図書館協議会	ワーキング会議	図書館協議会 庁議報告	
				市民意向調査 →								
内容	情報収集・事前協議	情報収集・事前協議 目的・ワーキング組織編成・日程等	事務局原案作成 スケジュール・調査項目検討	事務局原案作成	事務局原案作成	事務局原案提示・検討	運営計画案提示・調整(意見・要望)	運営計画案作成	運営計画案策定・調整	運営計画最終協議	運営計画策定 運営計画策定・最終調整	印刷製本配布